平成２１年（フ）第２３９０号
愛知県大府市宮内町１丁目179番地
債務者　待木　竜二
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８５号
名古屋市中川区戸田５丁目1701番地
債務者　石崎　龍喜
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１２号
愛知県春日井市上条町８丁目84番地　コーポ林203号
債務者　赤谷　真由
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４３号
愛知県東海市富貴ノ台２丁目161番地　パークヒルズ東海107号
債務者　油野　秀剛
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８２１号
名古屋市中村区鳥居西通１丁目46番地の２　中村公園ビル302号
債務者　田村　浩利
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３４４号
大阪府大東市灰塚１丁目９番17号
債務者　野々村和雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９０号
大阪市淀川区十三元今里１丁目12―11　プルス塚本101、住民票上の住所高知県南国市片山53番地
債務者　伊藤　憲史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６２号
大阪府茨木市西太田町33―11―２　レオパレスエムズＩＮＮ１―104、住民票上の住所滋賀県伊香郡高月町大字保延寺434番地
債務者　大西　正夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７６号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号　プリモ中宮603号
債務者　平井　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７７号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号　プリモ中宮603号
債務者　平井　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８２５号
大阪市中央区谷町６丁目17番11号
債務者　山本不二子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７４号
大阪市東成区大今里南２丁目７―13　クレセール今里302号、登録原票上の住所大阪市生野区小路１丁目１番31号
債務者　岡本こと　全　　勇大
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７８号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―107号
債務者　河田　光正（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９５号
大阪府門真市江端町27番３号
債務者　大島　泰志
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９６号
大阪府門真市江端町27番３号
債務者　大島　照代
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７２号
大阪府四條畷市中野本町18番13号
債務者　寺田　令子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２８号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目５番34―383号
債務者　矢野里美こと　金　　容和
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部